

改										正										後													
試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書 特別共同試験研究費																																	
(平成 年分)										氏 名																							
本年分の試験研究費の額										円		税 額 基 準 額 (⑪と同額)										円		(平成15年分以降用)									
本年を含む4年以内の各年分										売上金額		所得税額基準控除済金額 (⑫と同額)																					
平成 年分										円		税額基準額から所得税額基準控除済金額を控除した後の金額 (⑬－⑬)																					
平成 年分										円		特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (⑮と⑯のいずれか少ない方の金額)																					
平成 年分										円																							
平成 年分										円																							
各年分の売上金額の合計 (③の合計額)										円		①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑳から㉒まで記載不要)										円											
平均売上金額 (④÷年分数)										円		㉒欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額										円											
試験研究費割合 ($\frac{①}{⑤}$)										円		特別償却実施額 (㉓－㉓)										円											
⑥が100分の10以上の場合										$\frac{12}{100}$		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①－㉓)										円											
⑥が100分の10未満の場合 ($\frac{⑥ \times 0.2 + \frac{10}{100}}{100}$) (小数点以下3位未満切捨て)										円		前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)										円											
税 額 控 除 限 度 額 (①×(⑦又は⑧))										円		次の㉖から㉗は、㉓の金額が㉕の金額を超える場合 (㉖>㉕) にのみ記載する。										円											
事業所得に係る税額										円		前年の税額控除限度額 (前年の⑨)										円											
税 額 基 準 額 (⑩× $\frac{20}{100}$)										円		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑫)										円											
試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額)										円		前年の共同研究税額控除限度額 (前年の⑬)										円											
①のうち特別共同試験研究費の額										円		前年の特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑮)										円											
税 額 控 除 割 合 ($\frac{15}{100} - (\text{⑦又は⑧})$)										円		繰越税額控除限度超過額 (㉙－㉙) + (㉚－㉚)										円											
共同研究税額控除限度額 (⑬×⑭)										円		差引本年税額基準額残額 (⑪－⑫－⑬)										円											
										円		繰越税額控除額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額)										円											
										円		所得税額の特別控除額 (⑫+⑬+㉛)										円											

改										正										前													
試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除に関する明細書 特別共同試験研究費																																	
(平成 年分)										氏 名																							
本年分の試験研究費の額										円		税 額 基 準 額 (⑪と同額)										円		(平成15年分以降用)									
本年を含む4年以内の各年分										売上金額		所得税額基準控除済金額 (⑫と同額)																					
平成 年分										円		税額基準額から所得税額基準控除済金額を控除した後の金額 (⑬－⑬)																					
平成 年分										円		特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (⑮と⑯のいずれか少ない方の金額)																					
平成 年分										円																							
平成 年分										円																							
各年分の売上金額の合計 (③の合計額)										円		①のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑳から㉒まで記載不要)										円											
平均売上金額 (④÷年分数)										円		㉒欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額										円											
試験研究費割合 ($\frac{①}{⑤}$)										円		特別償却実施額 (㉓－㉓)										円											
⑥が100分の10以上の場合										$\frac{10 \text{又は} 12}{100}$		本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①－㉓)										円											
⑥が100分の10未満の場合 ($\frac{⑥ \times 0.2 + \frac{8 \text{又は} 10}{100}}{100}$) (小数点以下3位未満切捨て)										円		前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)										円											
税 額 控 除 限 度 額 (①×(⑦又は⑧))										円		次の㉖から㉗は、㉓の金額が㉕の金額を超える場合 (㉖>㉕) にのみ記載する。										円											
事業所得に係る税額										円		前年の税額控除限度額 (前年の⑨)										円											
税 額 基 準 額 (⑩× $\frac{20}{100}$)										円		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑫)										円											
試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額)										円		前年の共同研究税額控除限度額 (前年の⑬)										円											
①のうち特別共同試験研究費の額										円		前年の特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑮)										円											
税 額 控 除 割 合 ($\frac{12 \text{又は} 15}{100} - (\text{⑦又は⑧})$)										円		繰越税額控除限度超過額 (㉙－㉙) + (㉚－㉚)										円											
共同研究税額控除限度額 (⑬×⑭)										円		差引本年税額基準額残額 (⑪－⑫－⑬)										円											
										円		繰越税額控除額 (㉚と㉛のいずれか少ない方の金額)										円											
										円		所得税額の特別控除額 (⑫+⑬+㉛)										円											

改 正 後	改 正 前												
試験研究費の総額 特別共同試験研究費 に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第2項、第3項及び第4項に規定する試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、旧措法第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要項 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、この控除を受けようとする年を含む4年以内の各年分のうち、事業を開始した日の属する年以後の年を記載します。 (3) 「③」欄には、「②」欄に記載した各年分の売上金額を記載します。この場合、当該各年のうち事業を開始した日の属する年については、開業年の売上金額に12を乗じ、当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (注) 1 「売上金額」とは、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額のことをいいます。 2 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます（以下同じ。）。 (4) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額×$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条、租税特別措置法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (5) 「㉔」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。 (6) 「㉕」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (7) 「㉖」欄には、前年分において試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除（旧措法第10条第2項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (8) 「㉗」欄には、前年分において特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除（旧措法第10条第3項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (注) 1 「㉘」欄の控除額が「㉔」欄、「㉕」欄及び「㉖」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「㉔」欄、「㉕」欄、「㉖」欄の順に控除します。 2 特別共同試験研究費の額が平成18年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第19項第1号、第3号ロ、第4号、第5号に掲げる試験研究に係るものである場合には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の6第7項、第9項、第10項、第11項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条	試験研究費の総額 特別共同試験研究費 に係る所得税額の特別控除に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第2項、第3項及び第4項に規定する試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。 この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。 なお、この控除は、措法第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。 1 記載要項 (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「②」欄には、この控除を受けようとする年を含む4年以内の各年分のうち、事業を開始した日の属する年以後の年を記載します。 (3) 「③」欄には、「②」欄に記載した各年分の売上金額を記載します。この場合、当該各年のうち事業を開始した日の属する年については、開業年の売上金額に12を乗じ、当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (注) 1 「売上金額」とは、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額のことをいいます。 2 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます（以下同じ。）。 (4) 「⑦」欄、「⑧」欄及び「⑭」欄に係る「10又は12」、「8又は10」及び「12又は15」の箇所については、適用年分に応じて次表のとおり補正した上、表示された算式により計算した割合を記載します。 <table><tr><th>補正箇所</th><th>平成15年分～平成18年分</th><th>平成19年分～</th></tr><tr><td>「10又は12」</td><td>「10又は」を消して「12」とする。</td><td>「又は12」を消して「10」とする。</td></tr><tr><td>「8又は10」</td><td>「8又は」を消して「10」とする。</td><td>「又は10」を消して「8」とする。</td></tr><tr><td>「12又は15」</td><td>「12又は」を消して「15」とする。</td><td>「又は15」を消して「12」とする。</td></tr></table> (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。 総所得金額に係る所得税額×$\frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$ (注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）及び外国税額控除（所法95）の規定を適用しないで計算した額です。 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。 (6) 「㉔」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。 (7) 「㉕」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。 (8) 「㉖」欄には、前年分において試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除（措法第10条第2項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (9) 「㉗」欄には、前年分において特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除（措法第10条第3項該当）として実際に控除することができた額を記載します。 (注) 1 「㉘」欄の控除額が「㉔」欄、「㉕」欄及び「㉖」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「㉔」欄、「㉕」欄、「㉖」欄の順に控除します。 2 特別共同試験研究費の額が租税特別措置法施行令第5条の3第19項第1号、第3号ロ、第4号、第5号に掲げる試験研究に係るものである場合には、租税特別措置法施行規則第5条の6第7項、第9項、第10項、第11項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第10条（この制度は平成15年分から適用されます。）	補正箇所	平成15年分～平成18年分	平成19年分～	「10又は12」	「10又は」を消して「12」とする。	「又は12」を消して「10」とする。	「8又は10」	「8又は」を消して「10」とする。	「又は10」を消して「8」とする。	「12又は15」	「12又は」を消して「15」とする。	「又は15」を消して「12」とする。
補正箇所	平成15年分～平成18年分	平成19年分～											
「10又は12」	「10又は」を消して「12」とする。	「又は12」を消して「10」とする。											
「8又は10」	「8又は」を消して「10」とする。	「又は10」を消して「8」とする。											
「12又は15」	「12又は」を消して「15」とする。	「又は15」を消して「12」とする。											